

よこはま夢ファンド登録団体助成制度の運用変更について

1 運用変更を行うにあたって

(1) これまでの経緯

平成17年度から開始しました、よこはま夢ファンド制度について、開始から10年以上が経ちました。また、平成20年から、よこはま夢ファンドはふるさと納税制度を活用する制度へと変更されました。そして、平成27年からふるさと納税制度の改正（税の控除上限額を約2倍に拡充・確定申告せずに税の控除が受けられるワンストップ特例制度の開始）も行われ、市民の皆様にとって、より寄附をしやすい仕組みとなってきました。

そのような状況において、市民活動運営支援事業部会では、平成27年度からよこはま夢ファンド登録団体助成制度の運用について検討を行ってきました。

(2) 運用変更の狙い

- ア 団体にとって、より分かりやすい制度への運用変更
- イ 審査結果が良好な事業に対し、より多くの金額を助成できる仕組みづくり
- ウ 寄附文化の醸成
- エ 寄附集めの促進

(3) 変更点

- ア 団体助成基準額の設定
- イ 審査基準の変更
- ウ 審査結果に応じた基金の運用

2 団体助成基準額の設定について（平成28年度第3回登録団体助成から適用開始）

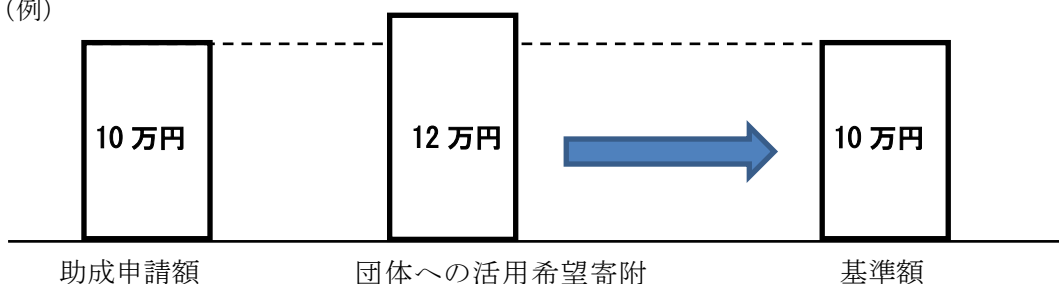
登録団体助成申請事業を審査する際、助成交付額の目安となる「団体助成基準額（以下「基準額」という。）」を設定します。基準額の金額設定は次の通りとします。

(1) 申請回数が2回目以降の団体について

ア 助成申請額 ≤ 団体への活用希望寄附金額 の場合

助成申請額を基準額とします。

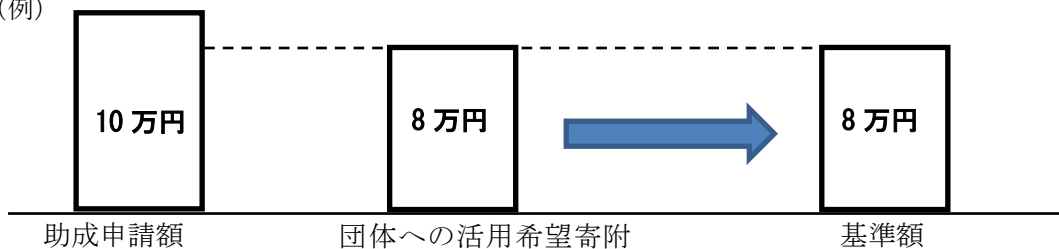
(例)



イ 助成申請額 > 団体への活用希望寄附金額 の場合

団体への活用希望寄附金額を基準額とします。

(例)

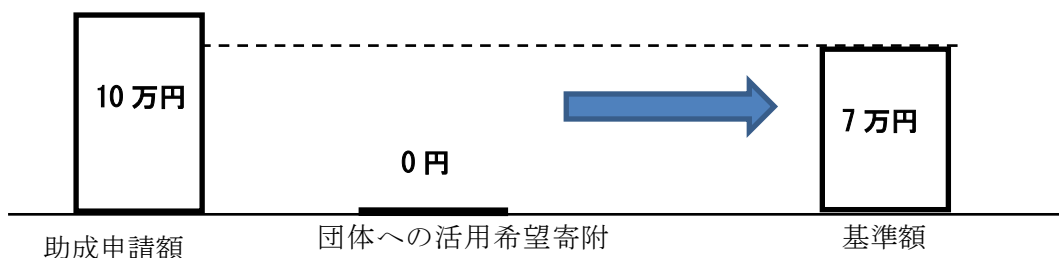


(2) 申請回数が1回目の団体について

初めて助成金の申請をする団体に対しては、活動の活性化や寄附拡大の契機としていただきたいという観点から、基準額の金額設定を次の通りとします。

ア 助成申請額が7万円以上、団体への活用希望寄附金額が0円の場合

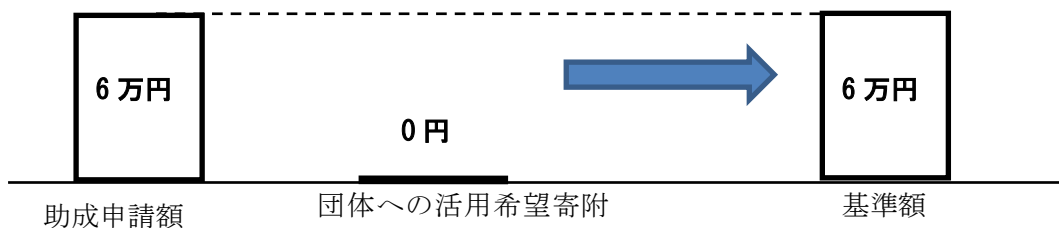
7万円を基準額とします。



イ 助成申請額が7万円未満、団体への活用希望寄附金額が0円の場合

助成申請額を基準額とします。

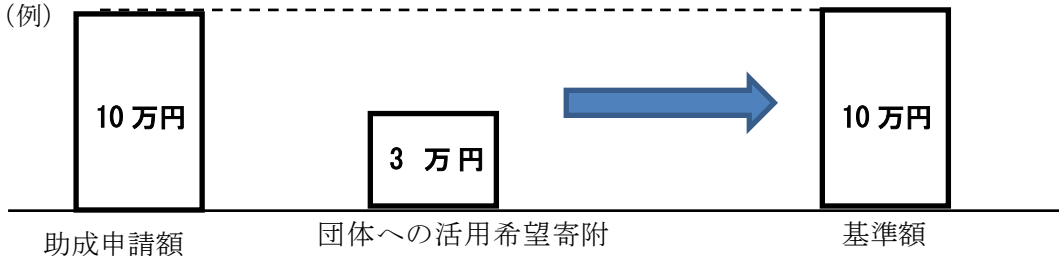
(例)



ウ 助成申請額 ≤ 団体への活用希望寄附金額 + 7万円 の場合

助成申請額を基準額とします。

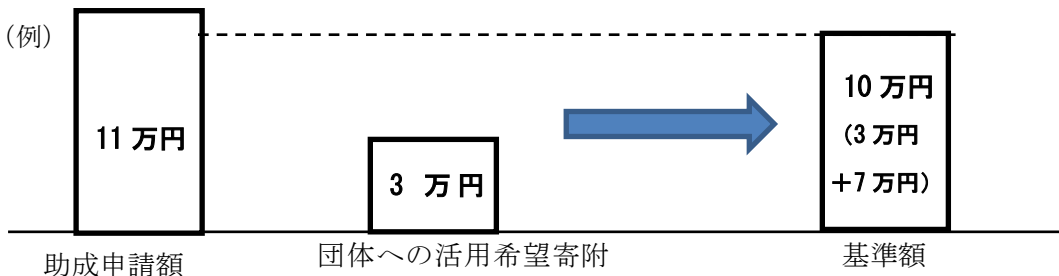
(例)



エ 助成申請額 > 団体への活用希望寄附金額 + 7万円 の場合

団体への活用希望寄附金額 + 7万円を基準額とします。

(例)



3 審査基準の変更について（平成28年度第3回登録団体助成から適用開始）

審査基準を変更し、基準額よりも増額・減額し、助成交付される際の基準点数を設けます。

(1) 【参考】現在の審査基準

評価項目		配点	説明
1	公益性	5	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の人の利益に供し、先駆性、独創性、専門性など市民公益活動としての特性が生かされる事業を行っているか。加えてその事業が市民に公開され、地域への還元性があるか。 ・寄附の募集活動を行い、団体に希望する寄附を集めることができているか。
2	計画性	5	<ul style="list-style-type: none"> ・事業や資金計画などに、無理のない計画を組んでいるか。 ・その事業や経費は、必要性を十分に踏まえたものとなっており、過大な経費となっていないか。
3	活動の継続性及び発展性	5	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の活動が、団体の自主的・自発的な思いやきっかけによって、地域や市民への還元のために開始されたものか。 ・活動実績や今後の活動計画の中で、先駆性、独創性、専門性を持った事業の発展が期待できるか。 ・助成金を受けることで、現在の活動が安定し、より幅広いサービスの提供や、活動範囲の拡大などに繋がっていく可能性があるか。
4	公開性	5	<ul style="list-style-type: none"> ・事業運営について公開、透明性があるか。 ・事業の運営方法や対象、経費の用途に関し、誰もが理解できるような表現がされているか。 ・団体の事業報告書等が所轄庁に提出されているか。
5	自立性	5	<ul style="list-style-type: none"> ・活動内容が団体によって自主的、自発的に独立して行われているものであるか。
6	地域的特性	5	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容や活動の範囲が、横浜市に寄与するものであるか。 ・活動の範囲が日本全域や海外を対象としている場合でも、横浜市への情報やサービスの還元、活動の周知等の活動を行っているか。また、事務所周辺の地域へ、活動への理解の促進や交流を図っているか。
計		30 (×5人)	

(2) 変更後の審査基準

評価項目		配点		説 明
		点	換算式	
1	公 益 性	5	× 3	・ 不特定多数の人の利益に供した事業を行っているか。加えてその事業が一般の人々に開かれたものであり、地域や市民への還元性があるか。
2	計 画 性	5		・ 事業や資金計画などに、無理のない計画を組んでいるか。 ・ その事業や経費は、必要性を十分に踏まえたものとなっており、過大な経費となっていないか。
3	活動の継続性及び発展性	5		・ 団体の活動が、団体の自主的・自発的な思いやきっかけによって、地域や市民への還元のために開始され、継続しているものか。 ・ 助成金を受けることで、より幅広いサービスの提供や、活動範囲の拡大などに繋がっていく可能性があるか。
4	先駆性、独創性、専門性	5	× 2	・ 活動実績や今後の活動計画の中で、先駆性、独創性、専門性を持った事業の発展が期待できるか。
5	公 開 性	5		・ 事業運営について情報が公開され、透明性があるか。 ・ 事業の運営方法や対象、経費の用途に関し、誰もが理解できるような表現がされているか。
計		40 (× 5人)		

※審査の際の参考とするため、助成申請時の提出書類として、従来の提出書類に加え、「前事業年度の事業報告書」、「前事業年度の活動計算書」を提出いただきます。

(3) 基準点数

点数	助成交付額
160点～200点	基準額よりも増額※ (ただし、助成申請額を上限とする)
121点～159点	基準額どおり
0点～120点	基準額よりも減額

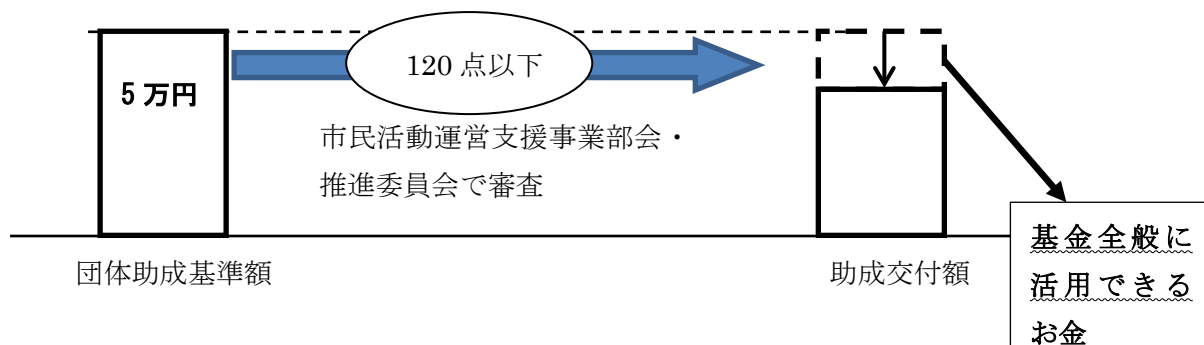
交付・不交付決定通知の際に、申請事業の評価項目ごとの得点を参考資料として送付します。

※申請回数が2回目以降の団体において、団体への活用希望寄附が0円場合、基準額は0円となります。基準額が0円の申請事業については、160点以上の場合でも助成金交付することはできません。

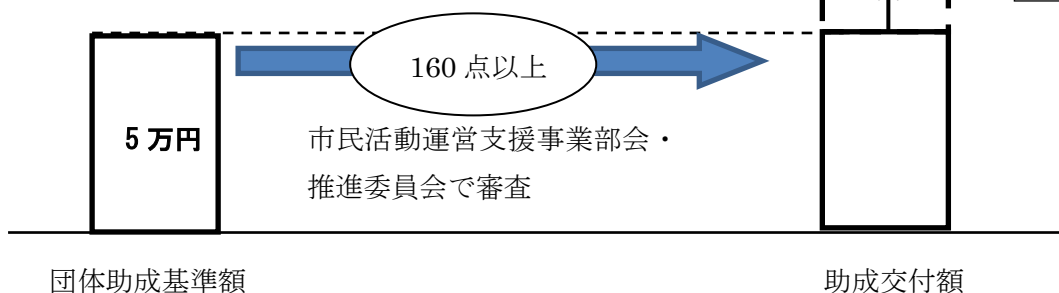
4 審査結果に応じた基金の運用について（平成29年度第3回登録団体助成から適用開始）

審査結果が良好な事業に対し、より多くの金額を助成できる仕組みづくりとして、団体への助成交付額が団体助成基準額を下回った場合、その減額分を基金全般に活用できる金額として扱うように変更し、増額して助成交付する際に積極的に活用します。

(1) 審査の結果、減額して助成交付する場合



(2) 審査の結果、増額して助成交付する場合



5 今後のスケジュールについて（予定）

年	月日	内容
平成28年度	10月7日	登録団体へ「団体助成基準額の設定」、「審査基準の変更」について、説明（平成28年度第3回登録団体助成説明会の中で説明）
	11月22日	登録団体へ「審査結果に応じた基金の運用」について、説明（平成29年度第1回登録団体助成説明会の中で説明）
	11月28日	平成28年度第3回登録団体助成審査から「団体助成基準額の設定」、「新審査基準」の適用を開始
平成29年度	11月頃	平成29年度第3回登録団体助成審査から「審査結果に応じた基金の運用」の適用を開始

6 参考資料

平成28年度第3回よこはま夢ファンド登録団体助成金 募集要項（案）（資料2-2）

【参考】 これまでの検討経過

年	月日	内容
平成 27年度	11月4日	【平成27年度第2回市民活動運営支援事業部会】 登録団体助成制度の全体的な仕組みについて協議
	3月14日	【平成27年度第3回市民活動運営支援事業部会】 登録団体助成制度の運用変更（団体助成基準額等）について協議
平成 28年度	5月23日	【平成28年度第1回市民活動運営支援事業部会】 登録団体助成制度の運用変更（団体助成基準額、審査基準等）について協議
	9月21日	【平成28年度第2回市民活動運営支援事業部会】 登録団体助成制度の運用変更（団体助成基準額、審査基準、審査結果に応じた基金の運用等）について審議